

「レバレッジ比率規制に係る告示の一部改正（案）等」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

## 1. 銀行レバレッジ比率告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、銀行レバレッジ比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号））の条項を指します。

| No. | 条文番号      | ご意見の概要  | 金融庁の考え方  |
|-----|-----------|---|--|
| 1   | 第2条の2     | <p>連結レバレッジ・バッファ比率及び持株レバレッジ・バッファ比率は、銀行持株会社傘下の銀行・信託銀行等には適用されないとの理解でよいか。</p> <p>自己資本比率上、G-SIBs サーチャージは銀行持株会社に適用されており、銀行持株会社傘下の銀行・信託銀行等には適用されていないと認識している。レバレッジ比率についても同様の表現で「銀行持株会社及びその子会社等」となっているが、同じ認識でよいか確認したい。</p> | ご理解のとおりです。   |
| 2   | 第7条第3項    | 「当該未収金の額と当該未払金の額を相殺した後の未収金の額を…」と記載があるが、相殺後の額がゼロ以下となる場合はゼロという認識でよいか。   | ご理解のとおりです。   |
| 3   | 第9条       | 「第六条第三号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。）の合計額とする」との記載について、同条の他の箇所は「レポ取引等」に改正されていることから、当該箇所も「レポ取引等」になると思われる（銀行持株会社レバレッジ比率告示第8条も同様）。  | ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。                                       |
| 4   | 第9条第2項第2号 | 同条項の要件について、派生商品取引に係る相對ネットィング契約と同等の整理（自己資本比率規制FAQ79条   | ご指摘の派生商品取引に係る相對ネットィング契約の整理（自己資本比率規制FAQ79条の2-Q20）は法的紛争が生じ |

|   |     |  |   |
|---|-----|--|---|
|   |     | の 2-Q20) でよいか。                           | た場合の記載ですが、第 9 条第 2 項第 2 号の要件においては、通常の事業の過程も含まれます。また、合わせて自己資本比率規制 FAQ79 条の 2-Q21 もご参照ください。   |
| 5 | その他 | トライパーティレポ等の第三者が介在するレポ取引の取扱いについて明確化してほしい。 | トライパーティレポ等の第三者が介入するレポ取引については、トライパーティエージェントに預けられている証券も、当該トライパーティエージェントに対する第 9 条第 1 項第 2 号の「レポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額」に含めて計算してください。なお、取引の相手方に対する同号の「レポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額」は、トライパーティエージェントに預けられている証券を除き、他のレポ取引等と同様に計算してください。 |

## 2. 銀行持株会社レバレッジ比率告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、銀行持株会社レバレッジ比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号））の条項を指します。

| No. | 条文番号  | ご意見の概要   | 金融庁の考え方  |
|-----|-------|--|--|
| 6   | 第2条の2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2条（持株レバレッジ比率の計算方法）の但し書に従い、金融庁長官が別に定める比率が存在する場合でも、持株レバレッジ・バッファ率を計算するに当たっては、持株レバレッジ比率から控除する値は常に3パーセントでよいか確認したい。</li> <li>・ もし金融庁長官が別に定める比率が存在する場合に、3パーセントでなく、その比率を持株レバレッジ比率から控除するのであれば、下線部を「三パーセントまたは金融庁長官が別に定める比率」等とした方が適切ではないか。</li> <li>・ 「持株レバレッジ・バッファ率」の定義の確認および3柱告示別紙様式第6号第2面項番27との平仄の確認をしたい。</li> </ul> | <p>持株レバレッジ比率から最低所要持株レバレッジ比率を控除して得た比率を持株レバレッジ・バッファ率とする趣旨の規定です。</p> <p>最低所要持株レバレッジ比率を現在の3パーセントから変更する改正を行う場合には別途パブリックコメントに付すこととなりますので、本条文もその際に合わせて改正を検討いたします。</p> |

### 3. 最終指定親会社レバレッジ比率告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、最終指定親会社レバレッジ比率告示（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号））の条項を指します。

| No. | 条文番号      | ご意見の概要   | 金融庁の考え方            |
|-----|-----------|--|--------------------|
| 7   | 第6条第1項第3号 | 「レポ形式の取引」とあるが、「レポ取引等」ではないか。  | ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。 |
| 8   | 第8条第5項    | 「前三項の規定にかかわらず、同一の相手方とのレポ取引等にトレーディング勘定に分類された取引とバンキング勘定に分類された取引の双方が含まれる場合には、これらのレポ取引等が次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、これらのレポ取引等について、第二項の規定により得られた額をもって第一項第一号のレポ取引等における現金の受取債権の額とすることができ、かつ、前項の規定により得られた額をもって第一項第二号のレポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。一、二（略）」は、第8条第5項第1号、第2号の条件全てを満たしていれば、第2項、第4項の条件の充足状況如何に係らず、それぞれの項における額をもって代替できるように読める。文言の修正を願いたい。 | ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。 |

#### 4. 銀行3柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、銀行3柱告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号））の条項を指します。

| No. | 条文番号           | ご意見の概要   | 金融庁の考え方   |
|-----|----------------|--|---|
| 9   | 別葉4第1面注<br>a、p | 銀行3柱告示案における「連結貸借対照表」は銀行レバレッジ比率告示第3条を勘案する前のものという認識でよいか。<br><br>銀行レバレッジ比率告示案第7条第1項第1号にて「連結貸借対照表」は当該告示案第3条を勘案した後のものと定義されている一方で、銀行3柱告示案ではLR1において項番2および12eがあり、「連結貸借対照表」は第3条を勘案する前のものと見受けられる。                              | ご理解のとおりです。  |
| 10  | 別葉4第1面注b       | 「レバレッジ比率告示第七条第五項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第五項の規定により自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合」との記載について、「レバレッジ比率告示第七条第五項」に対応するものは自己資本比率告示第247条第1項であるが、「持株レバレッジ比率告示第六条第五項」に対応する持株自己資本告示の規定（第225条第1項）がないと思われるため、当該条文の記載を追加いただきたい。 | ご指摘を踏まえ、「レバレッジ比率告示第七条第五項又は持株レバレッジ比率告示第六条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。」との記載に修正しました。 |
| 11  | 別葉4第2面1～<br>7  | オン・バランス資産の額を入力するに当たり、銀行レバレッジ比率告示案第7条第5項の計数はどこに入力することとなるか（別葉2第2面についても同じ）。   | 銀行レバレッジ比率告示第7条第5項の計数は個別項目調整前のオン・バランス資産の額に含めてご記載ください。                                      |
| 12  | 別葉4第2面27       | 「適用する連結レバレッジ・バッファ率又は持株   | レバレッジ・バッファ率ではなく、所要レバレッジ・  |

|    |             |   |  |
|----|-------------|---|--|
|    |             | レバレッジ・バッファ比率」に入力すべき値については、銀行持株会社レバレッジ比率告示案第2条の2における「金融庁長官が別に定める比率」の控除の取扱いにもよるが、当該告示案第2条の2に従い計算した比率（告示案では「持株レバレッジ比率から三パーセントを控除して得た比率」）をそのまま入力することでよいか。   | バッファ比率をご記載ください。<br>なお、ご指摘を踏まえ、項目名を「適用する所要連結レバレッジ・バッファ比率又は所要持株レバレッジ・バッファ比率」とし、(注)(5)eを修正しました。 |
| 13 | 別葉4第2面27    | （持株レバレッジ・バッファ比率および連結レバレッジ・バッファ比率が、銀行持株会社傘下の銀行・信託銀行等に適用されないとの理解でよい前提であれば）<br>『「適用する連結レバレッジ・バッファ比率又は持株レバレッジ・バッファ比率」は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）』といった旨を記載したほうがよいのではないかと考えられる。例えば、現行別紙様式第5号CC1においては、最低連結資本バッファ比率や連結資本バッファ比率が記載されているが、脚注(7)には子銀行等では記載することを要しない旨の記述がある。 | ご指摘を踏まえ、修正しました。  |
| 14 | 別葉4第2面30、31 | 注釈(6)aに「レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつては、この項全体を削除することができる。」とあるが、  | 「-」をご記載ください。   |

|    |            |  |                 |
|----|------------|--|-----------------|
|    |            | 当該比率を適用しない場合、項番 30、31 についても削除することが許容されるのか。それとも、注釈(8)cに従って削除せず「-」を記載する取扱いとなるのか（別葉 2 の第二面についても同じ）。 |                 |
| 15 | 別葉 4 第 2 面 | 第一面の項番 4 と一致するとの認識のため、一致する旨の（注）を記載した方がよいのではないか。  | ご指摘を踏まえ、修正しました。 |